

広島県長寿命化技術活用制度 実施規約

この規約は、広島県の「広島県長寿命化技術活用制度(以下、「本制度」という。)」に申請する長寿命化技術(以下、「申請技術」という。)の運用に関して、広島県長寿命化技術活用制度登録の申請を行う民間事業者等(以下、「申請者」という。)が、申請及び活用において、遵守及び了承すべき事項等を定めたものである。申請者は、この規約に同意し履行することを確約して、申請書を提出するものとする。

共通

(申請者)

1. 申請者は、県内開発技術(県内に、本社・本店又は、生産拠点がある民間事業者等が開発した技術)、または、県外開発特例技術(国土交通省の「新技術活用システム」の評価情報に掲載されている長寿命化に資する技術)を有するものであること。

(長寿命化技術)

2. 「長寿命化技術」とは、公共土木施設の長寿命化に資する技術において、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術をいう。
3. 「長寿命化に資する技術」とは、点検・診断・モニタリングの効率化技術、建設時・更新時に長寿命化を図る技術、維持管理に係るライフサイクルコストを縮減する技術、既設構造物の維持管理を支援するシステム技術等をいう。
4. 「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や県が定める基準等を満足することをいう。
5. 「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
6. 「従来技術」とは、公共事業等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術をいう。
7. 「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているが、総合的な効果では従来技術と同程度であることをいう。

(登録技術の位置付け)

8. 広島県長寿命化技術登録簿に掲載する技術(以下、「登録技術」という。)は、申請者が提出する登録申請書類に記載されている技術的事項及び経済性に係る情報等(以下「申請情報」という。)で構成するものである。
9. 登録技術は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、長寿命化技術活用に当たった参考情報であること。
10. 申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、申請情報のHP掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、申請者が行うものであり、県は何らの責任も有しないこと。
11. 長寿命化技術の活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものであり、評価結果及び申請情報に基づき当該技術の活用の実施が保証されるものではないこと。
12. 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

(申請書類等及び申請技術)

13. 登録申請受付は、技術企画課において行うものとし、平日の勤務時間内において受け付けるものとする。
14. 申請者は、複数の個人及び法人により申請する場合又は技術行使権原が複数のものにある場合は、申請技術に係る当事者の間の代表者とする。この場合、この規約に定めた申請者に係る責任の全ては、代表する申請者(以下、「申請代表者」という。)が負うこと。
15. 申請者は、県から登録申請書類に係る追加資料等の提出、申請者によるプレゼンテーション、又はヒアリングの要請がある場合はその求めに応じること。県(技術企画課)の求めに応じない申請者からの登録申請については、受付を取り消すことができるものとする。
16. 申請者は、登録に係る申請書類及び追加資料(以下、「申請書類等」という。)の記載内容について全ての責任を負うものとし、申請書類等の作成並びに提出に係る費用は申請者の負担とすること。
17. 県は、申請技術の活用に伴う事項を運用する際に、その検討を委託した者に申請書類等の内容を開示することがある。
18. 申請者が提出する申請書類等は、返却されない。また、提出された申請書類は県の文書保存規程により保管され、第三者による情報開示請求の対象となる(個人情報を除く)。
19. 申請書類は、虚偽並びに違法性のないものでなければならない。また、申請技術は、他の技術に係る知的財産権等の権利を侵害するものであってはならない。
20. 県は、申請書類の記載に不備が見つかった場合、受理した後であっても申請受理を取り消すことがある。
21. 申請技術は、県が発注者となる工事等において、現場ごとの条件の適合性等に関して掲載情報を基に判断し活用を行うことがある。この場合、発注者及び施工者(当該工事等の受注者等をいう。また、工事請負契約書上の受注者をいう。以下同じ。)は、申請情報に施工管理及び品質管理等に係る特別な記載がある場合を除き、発注者及び施工者が標準的に用いる施工及び品質等の管理手法が適用できるものとみなす。なお、申請技術の活用を行う工事等について、発注者と施工者が交わす請負契約書等はこの規約に優先するものとする。
22. 申請者は従来技術の設定にあたり、既存の登録技術を参考に申請技術の比較対象とする従来技術を定め、県(技術企画課)にその妥当性を示す根拠資料を提出し、確認を受けなければならない。
23. 県は、実施要領第10条等の評価の区分の公表に先立ち、申請者に対して公表を行う予定の評価結果を通知する。申請者から57項による「評価結果の公表への異議申立書」等の提出がなかった場合は、意義がないものとして取り扱うものとし、区分3、区分2として評価した技術を公表する。

(活用の中止若しくは中断等)

24. 県は、実施要領第10条第4項で指定した試験施工対象技術について、活用が困難であると判断したとき、申請技術の活用を行わないことがある。

25. 県は、次のいずれかに該当する場合、活用、審査等の中止若しくは中断を行うことができる。

申請書類等の内容に、虚偽・誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められたとき又は疑いがあるとき

申請情報及び申請技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき

申請情報及び申請技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき

申請技術を適用した工事等で事故及び不具合等が生じた場合において、申請技術が原因であると認められるとき又はその疑いがあるとき

申請者が、この規約に違反したとき

申請者が技術開発者の技術行使権原を有する者である場合、その技術行使権原が消滅したこと又は技術行使権原を有する者が技術開発者と円滑な連絡が取れなくなったことを県が確認したとき

登録簿に掲載する連絡先との連絡がとれないことを県が確認したとき

その他、県が必要と認めたとき

26. 申請者は、前項の中断理由となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともに申請技術の活用の再開を県に申し出ることができる。

(発注者並びに施工者への協力)

27. 申請者は、申請技術の活用にあたり発注者若しくは施工者から安全な施工及び品質の確保等に関する協力の要請を受けた場合は、この申請技術に係る技術資料及びノウハウの提供、施工等に係る助言、或いは技術者の派遣による指導等の協力を行うこと。なお、この協力に係る費用は発注者若しくは施工者と申請者で負担についての協議を行い決定するものとする。

(活用における不具合等への対応)

28. 申請者は、試験施工対象技術として申請技術の活用を実施した後、この申請技術の活用による不具合等が生じた場合は、申請者の負担により不具合等の修復を行わなければならない。

29. 申請者は、申請技術の活用の中で前項の修復ができない場合は、申請者の負担により発注者又は当該工事等の施工者が指示する方法で修復を行わなければならない。

30. 申請者は、前2項による負担が過大であると考えられる場合、県に対して負担の軽減を申し出ることができる。この場合、申請者は過大と考える内容及び理由並びに根拠を明示した書面とともに県に申し出ること。

(活用に係る責任)

31. 申請者は、県が発注者となる工事等でこの申請技術の活用により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害及び瑕疵(かし)担保に係る責任を負うものとする。

32. なお、別に申請者責任についての規定がある場合は、その規定をこの規約より優先する。

(一般的損害)

33. 申請者は、施工者による工事等目的物(申請技術を活用する工事等目的物をいう。)の発注者への引き渡し前に、この申請技術の活用により工事等目的物について生じた損害及び申請技術の活用に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害又は不可抗力による損害を除く)については、その費用を負担すること。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

34. 申請者は、工事等(申請技術を活用する工事等をいう。)の施工又は履行(以下、「施工等」という。)において、この申請技術の活用により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。

35. 前項の規定にかかわらず、申請技術の活用に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤地下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき(申請技術が工事等の施工等に伴う騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の防止または低減等を適用効果としている場合は除く)は、発注者がその損害を負担すること。ただし、その損害のうち申請技術の活用につき施工者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては施工者が負担する。

36. 前2項の場合及びその他工事等の施工等について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び施工者並びに申請者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

37. 施工者による工事等で工事等目的物の発注者への引き渡し前に、天災等(発注者が設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者及び施工者並びに申請者の責に帰することのできないもの(以下、「不可抗力」という。)により、工事等目的物、仮設物又は工事等現場に搬入済みの工事等材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者と施工者による工事請負契約書若しくは設計業務等の委託契約書によるものとする。(建設工事請負契約約款第29条等の適用等)ただし、申請技術の活用にあつて不可抗力により申請者が受けた損害については、原則申請者が負担すること。

(瑕疵(かし)担保)

38. 発注者は、工事等目的物にこの申請技術の活用による瑕疵(かし)があるときは、申請者に対して相当の期間を定めてその瑕疵(かし)の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求できる。ただし、この申請技術の活用にあつて瑕疵(かし)が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することはできない。

39. 前項の規定による瑕疵(かし)の修補又は損害賠償の請求は、この申請技術の活用による工事等目的物を発注者が施工者より引き渡しを受けた日から原則として、木造の建物等の建設工事の場合には1年以内、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等の場合には2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵(かし)が申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求

を行うことができる期間は10年とする。

(損害及び瑕疵(かし)の確認、費用負担等)

40. 申請者及び発注者並びに施工者は、31項、33項、34項、37項及び38項の損害又は瑕疵(かし)(以下、「瑕疵(かし)等」という。)を発見若しくは第三者からの連絡を受けた場合は、ただちに互いに連絡をとり、瑕疵(かし)等の状況、発生の原因等の事実確認を行うものとする。
41. 前項に係る事実確認を行うときは、申請者及び発注者並びに施工者が協議のうえ事実確認に必要な調査の分担を決定する。ただし、協議開始から15日以内に協議が整わない場合には、発注者が調査の分担を定め、申請者及び施工者に通知できるものとする。事実確認に必要な調査に係る費用(以下、「原因調査費」という。)は、前項により原因者が特定されるまでは調査を分担する者の負担とする。
42. 申請者は、40項による事実確認が必要な事態になった場合には、遅滞なく発注者及び施工者に連絡し事態の報告をしなければならない。また、県から事態の説明を求められた場合は、この求めに応じなければならない。この場合、説明に係る費用は申請者の負担とすること。
43. 瑕疵(かし)等に係る原因者が申請者及び発注者並びに施工者のいずれかに特定された場合は、この原因者を除く申請者及び発注者並びに施工者は原因者に対して、33項、34項、35項及び37項、38項により負担した修復若しくは修補費用及び損害費用、41項により負担した原因調査費用の支払を請求することができる。なお、原因及び原因者が特定できない場合は、申請者に対して、33項、34項、35項及び37項、38項により負担した修復若しくは修補費用及び損害費用の支払いを請求することができる。ただし、41項により負担した原因調査費については、調査を分担した者が負担する。

広島県長寿命化技術登録簿の登録について

(申請技術情報の登録及び掲載等)

44. 申請者が提出する申請書類の様式 - A及び様式 - Bの記載内容等は、広島県長寿命化技術登録簿に登録され掲載するものとする。
45. 申請者は、登録により申請書類の記載内容に係わる紛争等が生じた場合、自らの責任で適切な措置を講じなければならない。
46. 県は、必要に応じて申請技術の活用の中止等に係る内容及び経緯等の情報を公表することがある。
47. 県は、40項による原因等の事実確認の期間中、必要に応じて発生した事象の内容を事実確認中である旨を付記したうえで公表することがある。
48. 県は、この規約に基づく公開又は公表により申請者又は技術開発者に不利益が生じた場合においても、登録に係る県の責に帰するものを除き責任を負わない。

(登録取り消し)

49. 県は、掲載期間を過ぎた申請技術及び登録抹消を決定した申請技術は、広島県長寿命化技術登録簿から登録を抹消する。この場合、登録抹消と同時に申請技術情報の公開も終了するものとする。
50. なお、掲載期間終了後であっても45項の「登録により申請情報に係わる紛争等が生じた場合の責任」及び31項の登録中に着手された「活用に係る責任」における申請者の責任は継続するものとする。
51. 県は、25項に該当する場合に申請技術の登録の中止を行うことができる。
52. 申請者は、25項 から に該当する事象が生じたときまたは疑いがあるときは、遅滞なく県に報告しなければならない。
53. 申請者は、登録中止となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともに、登録の再開を県に申し出ることができる。
54. 県は、次の から のいずれかに該当する場合、当該技術の掲載情報を登録簿から削除する。

登録事業者から抹消の届け出があったとき

登録の有効期限満了の際、更新の登録の申請がなかったとき

登録要件を満足しなくなったとき

実施要領第5条第2項に該当することとなったとき

不正な手段により登録を受けたことが判明したとき

本制度の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき

25項 から に該当する場合において、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると県が判断したとき

25項 に該当する場合において、登録簿に掲載する連絡先との連絡がとれないことを県が確認した日から6ヶ月以内に申請者から連絡先変更の申し出等がなく、その後、登録申請書類に記載の連絡先で申請者と連絡がとれないことを県が改めて確認したとき

51項により申請技術の登録を中止してから、中止の状態が1年以上継続したとき(ただし、係争中の場合等、やむを得ない理由がある場合はそのかぎりではない。)

その他、県が必要と認めるとき

55. 県は、この規約に基づく登録抹消及び掲載の中止により申請者又は技術開発者に不利益が生じた場合においても、登録等に係る県の責に帰するものを除き責任を負わない。

(登録期間等)

56. 登録期間は以下のとおりである。

(ア) 登録簿の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

ただし、実施要領第8条で認定した推奨技術は、上記の規定に関わらず5年とする。

(イ) 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする者は、更新の登録を受けることができる。

(ウ) 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(エ) 前項に規定する登録の有効期間において、実施要領第10条により「区分2」を経て登録された技術の登録期間については、試験施

工期間を含めたものとする。

異議申し立て等

(異議申し立て)

57. 申請者は、評価結果に異議がある場合は、評価結果を通知した日の翌日から起算して10日(4月29日から5月5日までの7日間及び12月28日から1月3日までの7日間及び広島県の休日を定める条例第1条に規定する行政機関の休日は日数に含まない。(以下「休日等」という。))以内に、「評価結果の公表への異議申立書」を県(技術企画課)に提出するものとする。
58. 県(技術企画課)は、「評価結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して10日以内(休日等は日数に含まない。)に、「評価結果の公表への異議申立書」の内容に基づきヒアリングを実施し、「評価結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して15日以内(休日等は日数に含まない。)に「評価結果の公表への異議申立書」に対する回答を県(技術企画課)から通知するものとする。
59. 申請者は、「評価結果の公表への異議申立書」に対する回答について不服がある場合、回答を通知した日の翌日から起算して10日以内(休日等は日数に含まない。)に「評価結果に関する不服申請書」を県(技術企画課)に提出するものとする。
60. 審査会は、「評価結果に関する不服申請書」の提出期限の翌日から起算して90日以内に不服審査を実施し、県(技術企画)から申請者に不服審査の結果(再度評価内容を検討する旨等を通知する場合を含む。)を通知する。
61. 申請者は、審査会による不服審査の結果に不服がある場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して10日以内(休日等は日数に含まない。)に「登録抹消願」を県(技術企画課)に提出することができる。技術企画課等は「登録抹消願」が提出された場合は、その受領後速やかに、当該技術について登録の抹消を行う。
62. 申請者は審査会による不服審査の結果に同意する場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して90日以内に「不服審査結果及び評価結果公表への同意書」を県(技術企画課)に提出するものとする。
63. 申請者から、「評価結果に関する不服申請書」又は「登録抹消願」の提出がなく、かつ「不服審査結果及び評価結果公表への同意書」が長寿命化技術の評価結果を通知した日の翌日から起算して90日以内に提出されなかった場合は、「登録抹消願」が提出されたものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議等)

64. 申請者は、この規約の各項の規定において疑義がある場合は、疑義の内容と理由を明示した文書により県に回答を求めることができる。
65. 県は、前項による疑義の申し入れがあった場合は、申請者と協議し疑義について回答するものとする。ただし、協議開始から30日以内に協議が整わない場合には、県が定め申請者に通知する。
66. この規約における申請者の責任は、登録抹消後及び登録中止後若しくは登録中断期間であっても、これ以前に実施又は契約締結された当該申請技術の活用について、瑕疵(かし)担保の有効期間の間は継続するものとする。

(その他)

67. 本実施規約で定める申請者の責任は、本実施規約に別途の規定が有る場合を除き、無過失責任とする。
68. 前項の長寿命化技術の評価における安全性には、労働安全衛生法上の安全性は含まない。
69. 県は、長寿命化技術の評価の客観性について責任を負うものとする。長寿命化技術の評価の結果により申請者に不利益が生じた場合においても、県が故意に客観性を欠く行為を行った場合を除き、長寿命化技術の評価の結果について責任を負わない。
70. 申請者は、試験施工を実施する工事等の知り得た情報は外部に漏らしてはならない。
71. 申請者は、自己の申請情報に係る登録された情報を常に管理し、内容等に変更を生じた場合は速やかに県へ修正等の更新手続きをとらなければならない。
72. この規約において県との間で用いる言語及び申請書類等に用いる言語は、日本語とする。
73. この規約は、日本国の法令に準拠するものとする。
74. この規約に係る民事調停及び訴訟については、広島簡易裁判所又は広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
75. この規約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
76. この規約に定めのない事項については、「広島県長寿命化技術活用制度実施要領」によるものとする。
77. 広島県は、90日間の予告期間において、県HPへの掲載などの周知の方法をとることによりこの規約を改正できる。この場合には、申請者は、その改正を承諾したものとみなされることに異議がないものとする。